

# 空き家バンク 物件登録

## ・現地調査・

市の担当職員が調査に伺い、空き家の状態を確認します。

※空き家の状態によってはお引き受けできない場合もあります。  
(雨漏り、シロアリ等居住するのが困難な場合など)  
登録が可能な場合、写真撮影や間取り図の作成を行います。



登録申込書、誓約書兼同意書提出



HP、冊子での情報提供、物件案内



仲介業者に契約書作成依頼



契約



## —空き家バンク登録にあたって—



- ・賃貸物件として登録される場合は居住するための基本的な部分（水道、ガスの配管等）の補修をお願いする場合があります。
- ・畑や田んぼ、山林等をセットで売買したい場合はお申し付けください。
- ・契約は必ず仲介業者に依頼をします。（※仲介手数料が発生します）  
指定がない場合は、提携している不動産会社9社の中からご紹介いたします。
- ・現地調査をご希望の際はご予約をお願いします。  
平日（月～金）9：00～16：00



・お問合せ 笠岡市役所 都市計画課・空き家対策係

TEL 0865-69-2377

mail [toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp)



必要書類チェックシート

①土地、家屋の登記簿謄本（登記事項証明書）

②公図

※「法務局」に備え付けられている図面で、土地の位置や形状を確定するための法的な地図のことです。

③固定資産税台帳（名寄帳）

※個人の方が所有している不動産を一覧で確認できるものです。

④地籍図



各書類のお問い合わせ先

○①②に関するお問い合わせ先○

岡山地方法務局 笠岡支局

笠岡市十一番町3-2 Tel: (0865)62-5295

※登記事項証明書・印鑑証明書等の発行，登記簿・地図等の閲覧に関する事務は Tel: (0865)63-1661 へお問い合わせください。

○③④に関するお問い合わせ先○

笠岡市役所 税務課 固定資産税係

Tel: 0865-69-2118

○農地に関するお問い合わせ○

笠岡市役所 農政水産課 農政係

Tel: 0865-69-2143

